6　順位の異なる更生担保権が存する場合

順位の異なる更生担保権が存する場合には、その順位に従って、実質売却価額を各更生担保権者の「極度額等」（同順位に複数の更生担保権が存する場合は、各更生担保権者の「極度額等」の合計額）まで順次充当し、その金額（同順位に複数の更生担保権者が存する場合は、５に従って各更生担保権者に按分した金額）をもって各更生担保権者に対する更生担保権弁済額とする。

第３　預金にかかる更生担保権に関する特則

１　更生担保権額確定前に預金への担保変換をした場合

確定更生担保権額全額を更生計画認可決定日（ただし、更生計画認可決定日において概算控除経費が未確定の場合は、確定した日と平成23年３月10日のいずれか早い日）から１か月以内に一括弁済する。

２　更生担保権額確定後、認可決定前に預金への担保変換をした場合

更生手続開始時における更生担保権の目的たる財産が預金以外のものであって、当該更生担保権の額が確定した後、当該担保対象財産を処分したことにより預金質権への担保変換が行われた場合の更生担保権については、『本節、第２、３、⑴または⑵』の規定に従って権利変更を行い、弁済する。この場合において、同規定中、「実質売却価額」とあるのは「質権の対象である預金の額」と読み替えるものとする。

なお、本更生計画案提出後、更生計画認可決定前までの間に財産処分および担保変換を行う場合には、処分対象目的物を対象とする場合のみ、上記の特則を適用するものとし、それ以外の財産を対象とする場合には、『本節、第１、２、⑶』の規定に従って権利変更を行い、弁済を行う。

３　概算控除経費の精算

１または２の場合において、預金質権への担保変換に際し、更生担保権の目的たる財産の売却代金から売却に要する経費の概算額を控除した額をもって預金額としたときには、更生担保権の弁済時に経費の精算を行うものとし、経費の確定額が同概算額を下回る場合には、その差額を当該更生担保権の弁済に合わせて追加弁済し、経費の確定額が同概算額を上回る場合には、当該更生担保権に対する弁済額からその差額を控除する。ただし、平成23年３月10日までに売却に要した経費が確定しなかった場合には、経費の精算は行わない。

第３節　優先的更生債権

第１　公租公課

１　確定更生債権（更生３社合算）

件数　116件

届出債権額　3,362,174,540円

２　権利の変更

１の別表記載の公租公課は、更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日までの延滞金等および更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞金等は、更生計画認可決定日の翌日にその全額につき免除を受ける。

３　納付の方法

前項の免除後の金額は、更生計画認可決定日から１か月以内または平成23年１月19日のいずれか早い日に全額納付する。

第２　労働債権

１　確定更生債権（更生３社合算）

件数　2,089件

確定債権額

3,928,599,864円及び額未定

２　権利の変更

退職一時金、退職年金債権およびロス・オブ・ライセンス年金債権は、確定更生債権全額を弁済する。ただし、開始後利息等については、更生計画認可決定日の翌日に全額の免除を受ける。

３　弁済方法

⑴　退職一時金は、確定更生債権額全額を更生計画認可決定日から３か月以内に一括弁済する。

⑵　退職年金債権は、年金月額を「職員退職年金規程」、「乗員年金規程」および「地上管理職の２・３職級進路選択制度規程」に定められた支払期日に弁済する。

ただし、更生計画認可決定日までに既に支払期日が到来している未払退職年金債権については、その全額を更生計画認可決定日から３か月以内に弁済する。

なお、更生計画認可決定日までに、退職年金債権の既払いがある場合には、上記ただし書の弁済額から当該既払い額を控除して弁済する。

⑶　ロス・オブ・ライセンス年金債権については、年金月額を「ロス・オブ・ライセンス保険制度規程」に定められた支払期日に弁済する。

第４節　一般更生債権

第１　確定更生債権（更生３社合算）

件数　215件

確定債権額

1,356,060,792,878円および額未定

811,831,558.38米ドルおよび額未定

1,796,949韓国ウォンおよび額未定

残存確定債権額

553,046,345,222円および額未定

811,831,558.38米ドルおよび額未定

1,796,949韓国ウォンおよび額未定

第２　権利の変更および弁済方法

１　残存確定債権

残存確定債権とは、確定更生債権額から『本章、第１節』に基づき消滅する更生３社に対する重複債権額を控除した後の一般更生債権をいう。

２　権利の変更の原則

残存確定債権のうち、元本等更生債権については更生計画認可決定日の翌日に87.5％の免除を受ける。

残存確定債権のうち、開始後利息等については、更生計画認可決定日の翌日に全額の免除を受ける。

３　弁済方法

免除後の金額について、平成24年から平成30年まで毎年３月末日限り、年１回の均等分割弁済を行う。

４　繰上一括弁済

管財人は、３の定めにかかわらず、裁判所の許可を得て未弁済額を繰り上げて弁済することができる。

ただし、繰り上げによる早期一括弁済を行う場合でも、繰り上げ弁済を受けないことについて管財人と合意した更生債権者がいる場合には、当該更生債権者についてのみ繰り上げ弁済を行わないことができる。

第３　保証債務履行請求権に関する特則

別表11―２記載の保証債務履行請求権については、以下のとおり取り扱う。

１　主債務者が約定に基づく返済を継続している限り、『本節、第２』の定めに従った権利変更および弁済を留保する。主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失した場合には、管財人がその旨の通知を受けた日において、確定更生債権額から当該時点までに主たる債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権額とみなして『本節、第２、２および３』を適用する。なお、管財人が上記通知を受けた日において、既に弁済期が経過している場合には、その後最初に到来する弁済期に、既に弁済期が経過した分割弁済額を加算して弁済する。

２　更生債権者が主債務者または更生会社以外の保証人等の第三者から弁済を受ける等し、更生債権者が主債務者等から弁済を受けた金額と各更生会社からの弁済額との合計額が確定債権額に達したときは、その時点以降の支払については免除を受ける。

３　同一更生債権者について、主債務者が約定に基づく返済を継続している保証債務履行請求権と主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失している保証債務履行請求権とが存在する場合には、それぞれの主たる債権の元本額の割合に応じて按分した金額につき１および２の定めを適用する。